

①景観計画改定の背景・目的

本市では、平成20年に策定した景観計画に基づき、豊かな自然や歴史を活かした美しいまちづくりを進めてきました。しかし、近年の人口減少や新たな開発の進展などの社会状況の変化により景観を取り巻く状況も大きく変化しています。このことから、本市の現状に即した景観形成の在り方について再定義を行い、今後も引き続き本市の良好な景観を守り、育て、創り出していくための指針となるよう景観計画の改定を行います。

今回の改定では、主に以下の内容について見直しを行い、より分かりやすい計画となるように、計画自体の構成等も刷新しました。

構成等の見直し

将来像の明確化

景観形成基準の見直し

推進方策の追加

● 主な改定内容について

②構成の見直し

今回の改定にあたり、計画の内容をより分かりやすく伝えられるよう、構成を全面的に見直しました。

現計画の構成を整理・統合しつつ、新規での項目も追加し、「現状と課題」から「目標・方針」「景観形成基準などの具体的なルール」「推進方策」までを、順を追って理解できる章立てとしています。

前回計画 目次

- はじめに
 - 市長あいさつ
 - はじめに
- 概要
 - 序 計画策定の趣旨（どうして景観計画が必要な？）
 - 序-1：山鹿市における「景観計画」の位置付け
 - 序-2：景観計画に関連する国の施策と法令及び県の施策
 - 序-3：山鹿市における景観形成への取り組み実績
- 第1部 山鹿市景観基本計画
 - 第1章 「山鹿」の表情（みんなは山鹿の景観をどう思っているの？）＝わがまち山鹿の語り口＝
 - 1-1：山鹿八景・校歌などに描かれる山鹿市の姿
 - 1-2：市民が考える山鹿市の景観の現状と課題
 - 1-3：子ども達の目が捉える山鹿市の景観
 - 1-4：屋外広告物から見た山鹿市の景観
 - 第2章 景観づくりの作法（私にも何かできることがあるの？）＝日々の暮らしの中で一人ひとりが輝くように＝
 - 2-1：山鹿市民が考える景観づくりの知恵 ～市民ワークショップから～
 - 2-2：取り組み方の作法
 - 第3章 景観計画のつくりかた
 - 3-1：景観計画のつくりかた～検討のプロセス～
 - 3-2：景観計画の改善策の立案～これまでの経験から～
 - 3-3：改善策の実現に向けて
 - 3-4：山鹿市の景観計画が扱う計画単位（市全域）
 - 3-5：景観計画の構成（景観形成の仕組み）
 - 3-6：屋外広告物の在り方に関する基本的な指針について（山鹿市の広告景観形成の考え方）
- 第2部 計画的な景観形成の進め方（これからどんな段取りで進めるの？）＝「山鹿市景観計画」の体系＝
 - 第1章 景観計画区域
 - 1-1：景観計画区域の考え方
 - 第2章 山鹿市の景観の成り立ち
 - 2-1：山鹿市景観基本構造分析図
 - 第3章 景観形成に関する行為の制限と基準
 - 3-1：大規模建築物等届出地区
 - 3-2：特定施設届出地区
 - 3-3：景観形成誘導地区
 - 3-5：景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定の方針
 - 3-6：景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項



改訂版 目次

- 1.はじめに
 - (1) 景観計画改定の背景・目的
 - (2) 景観の定義
 - (3) 景観計画の位置づけ
- 2.山鹿市の景観特性と課題
 - (1) 山鹿市の景観の成り立ち
 - (2) 山鹿市の景観ゾーンごとの景観特性
 - (3) 景観に関する事業・施策の進捗（新規）
 - (4) 景観に関する市民の意識や行動の変化
 - (5) 良好な景観形成に向けた課題
- 3.景観計画区域
 - (1) 景観計画区域の考え方
 - (2) 景観計画区域における景観形成の手法
 - (3) 景観形成に向けた取り組みの概要
- 4.良好な景観形成に関する目標・方針
 - (1) 山鹿市全体の景観形成に関する基本理念（新規）
 - (2) 山鹿市全体の景観形成に関する基本方針（新規）
 - (3) 景観の全体像（新規）
 - (4) 良好な景観形成に向けた考え方（方針の体系）（新規）
 - (5) 景観ゾーンの景観形成に関する方針
 - (6) 景観形成誘導地区等の景観形成に関する方針
- 5.良好な景観形成のための行為の制限
 - (1) 届出対象行為と景観形成基準について（新規）
 - (2) 大規模建築物等届出地区
 - (3) 特定施設届出地区
 - (4) 景観形成重点地区
 - (5) 景観形成誘導地区
- 6.景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定方針
 - (1) 景観重要建造物・樹木の指定方針
 - (2) 景観重要公共施設の指定方針
 - (3) 重要生活景観要素の指定方針
- 7.景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 8.景観形成の推進方策
 - (1) 目標実現に向けた取組の進め方（新規）
 - (2) 計画の進行管理等の考え方（新規）

③ 【新規追加】 景観に関する事業・施策の進捗

計画書：2-12~2-19

現計画の策定以降に取り組んできた主要な事業を整理し、今後の施策に活かすため、新たに「景観に関する事業・施策の進捗」の章を設けました。

2. 山鹿市の景観特性と課題

(3) 景観に関する事業・施策の進捗

1) 景観計画の運用実績

■山鹿市景観条例に基づく届出等の提出件数

本市では市全域を対象とした景観誘導として、「大規模建築物等届出地区(市全域)」と「特定施設届出地区(国道3号や325号、また県道や一部市道など主要幹線道路沿い)」を指定し、更にその中から地区固有の景観をより良くしていくために特定の地区を対象とした景観誘導として、「景観形成誘導地区」と「景観形成重点地区」を指定し、対象規模に応じた建築物や工作物の建設に對して事前協議と届出行為を行っていただき、良好な景観形成を図っています。

下図は地区ごとの届出件数を各年度別にまとめたものです。年度によって「つづき」はありますが、大規模建築物等届出地区の届出件数(総数は平均して20件程度、特定施設届出地区の届出件数(総数は、13件程度で推移しています。また各景観形成誘導地区の届出件数は、平小城地区が5件程度で推移し、鞍智城公園周辺地区や善所地区は少ない状況です。最後に景観形成重点地区である善前街道山鹿地区は3件程度で推移しています。

図 2-8 地区別の届出件数の推移

■無電柱化の実施状況

安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、都市災害の防止等を目的として、国道3号や国道325号、主要地方道五名山鹿線、善前街道を中心に、国と県、市による無電柱化推進事業を実施しています。

図 2-10 山鹿市市街地周辺における無電柱化事業の状況

● 国による実施状況 平成22年~平成25年(完了)

写真 2-4 国による無電柱化の実施状況

⑤ 【新規追加】 景観の全体像・良好な景観形成に向けた考え方(方針の体系)

計画書：4-3~4-5

本市の景観がどのような要素で構成されているかを示す「景観の全体像」と、基本理念から具体的なルール(景観形成基準)までのつながりを整理した「方針の体系」を新たに追加しました。

(3) 景観の全体像

本市全域を地理的に分析すると、8つの景観ゾーンに分類できます(第2章 山鹿市の景観特性と課題を参照)。各景観ゾーンでは、自然の豊かさや歴史的な町並み、地域の暮らしなど、本市ならではの景観を保全・育成するとともに、活用へとつなげることで、地域の魅力を高める景観づくりを進めます。

また、本市の個性や魅力を際立たせ、市全体に波及効果が期待できる地区として、景観形成誘導地区や景観形成重点地区を設定し、重点的に景観形成を推進します。

さらに、市全域では、建物や屋外広告物等が景観を損ねないようにするためのルールづくりや、景観重要建築物や景観重要樹木等の指定などを通して、景観の質の向上に取り組みます。このように、8つの景観ゾーンや景観形成誘導地区等の特性を活かしながら、自然の豊かで、歴史・文化、そして人々の暮らしが調和した、山鹿らしい美しい景観の形成を目指します。

図 4-1 景観の全体像

(4) 良好な景観形成に向けた考え方(方針の体系)

基本理念
人の暮らしと自然、歴史文化が育む、温もりある景観のまち やまが

基本方針(3つの柱)
① 自然景観 山鹿市の豊かな自然環境を守り、活かす景観づくり
② 暮らしの景観 歴史・文化・生活が息づく町並みを守り育て、活かす景観づくり
③ 協働による景観 地域の個性を活かした景観づくりを進める仕組みづくり

景観形成方針
(より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方)

図 4-3 方針の体系図

④ 【新規追加】 山鹿市全体の景観形成に関する基本理念・基本方針

計画書：4-1~4-2

今回の改定では、計画全体の一貫性を確保し、景観づくりにおける市の姿勢を明確にするため、新たに「基本理念」と「基本方針」を定めました。

これまでは地区ごとの方針を示していましたが、市全域で共有すべき価値観として基本理念を掲げることで、市民・事業者・行政が同じ目標に向かって連携するための基盤を築き、関連施策との総合的な展開を図ります。

基本理念

人の暮らしと自然、歴史文化が育む、温もりある景観のまち やまが

基本方針

- ① 自然景観
山鹿市の豊かな自然環境を守り、活かす景観づくり
- ② 暮らしの景観
歴史・文化・生活が息づく町並みを守り育て、活かす景観づくり
- ③ 協働による景観
地域の個性を活かした景観づくりを進める仕組みづくり

⑥ 【新規追加】 届出対象行為と景観形成基準について

計画書：5-1~5-2

「どのような場合に届出が必要か(届出対象行為)」と「守るべき具体的なルール(景観形成基準)」の関係性を分かりやすく説明するため、「届出対象行為と景観形成基準について」を新たに追加しました。

5. 良好な景観形成のための行為の制限
(景観法第8条第2項第2号及び第2項第4号イ)

(1) 届出対象行為と景観形成基準について

届出対象行為は、「建築物等の新築や増改築など、どのような行為に対して事前に届出が必要か」を定めたものです。山鹿市では、この届出に関わる対象区域として、「大規模建築物等届出地区」、「特定施設届出地区」、「景観形成重点地区」、「景観形成誘導地区」の4種類の地区を指定しています。

また、景観形成基準は、「届出対象行為に該当する場合に、その行為を実施する前に守っていただく具体的なルール」を示しています。

両者はいずれも景観の保全・形成を目的としており、届出対象行為を行う際には、まず届出の必要性を確認し、必要に応じて山鹿市と事前協議を行った上で、景観形成基準に従って計画・施工を進めることが重要です。

これらのルールを守ることによって、地域全体で美しい景観を維持・創出していくことができます。

図 5-1 届出対象行為の概要

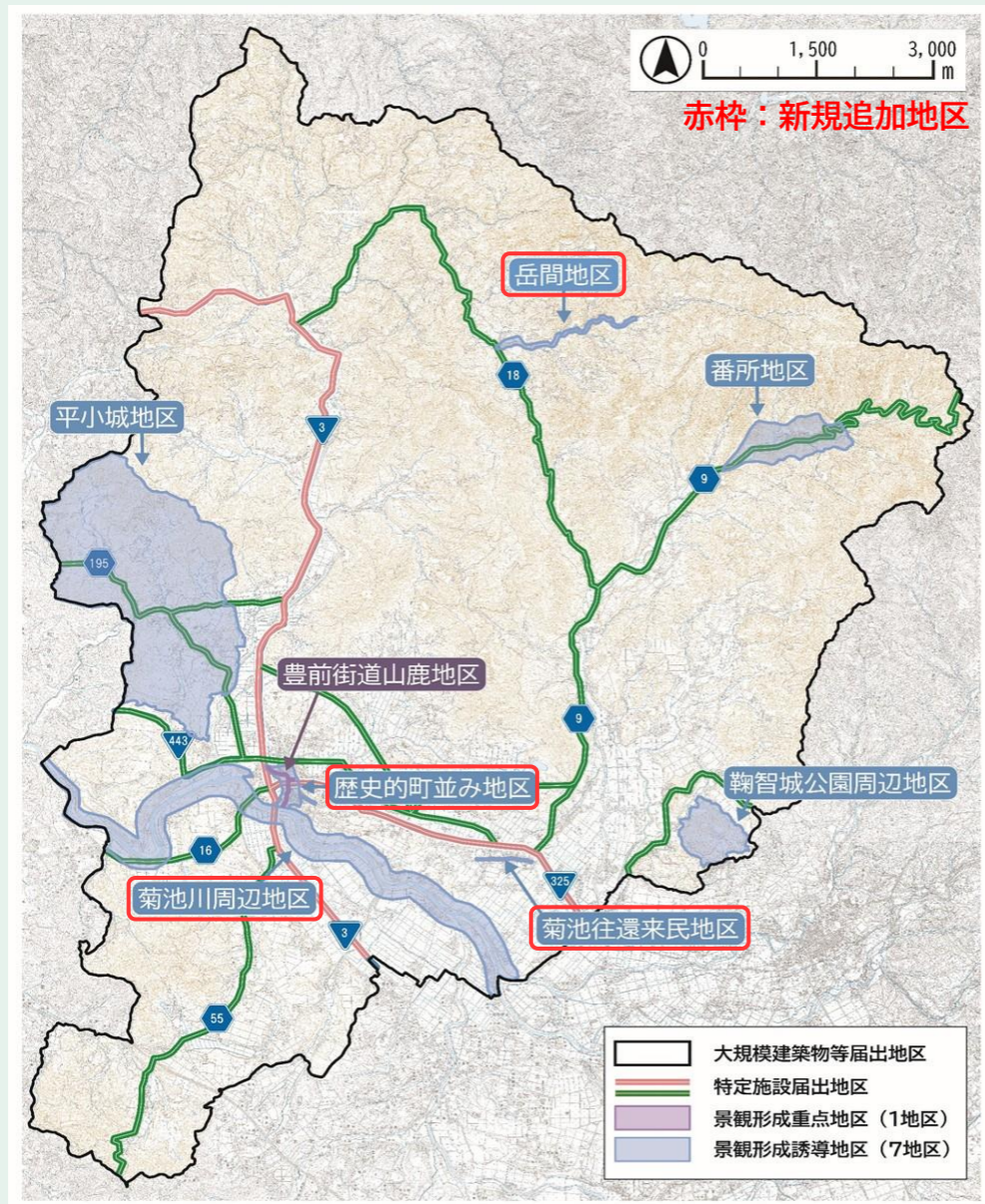
5. 良好な景観形成のための行為の制限

図 5-2 事前協議・届出が必要な地区

⑦【見直し】景観形成誘導地区での届出対象行為等の追加 計画書：5-1～5-2

これまで市内8地区のうち4地区で定めていた「届出対象行為」と「景観形成基準」について、今回の改定で、残る未設定の4地区においても、計画策定後から規制に係る周知が浸透してきたため、新たに基準を設定しました。

これにより、全ての特定地区において具体的なルールに基づく景観誘導が可能となり、市全域でよりきめ細やかな景観形成を推進していきます。



大規模建築物等届出地区	山鹿市全域
特定施設届出地区	国道3号、325号等の幹線道路沿い
景観形成重点地区	豊前街道山鹿地区
景観形成誘導地区	歴史的町並み地区 菊池往還来民地区 菊池川周辺地区 平小城地区 鞠智城公園周辺地区 岳間地区 番所地区

⑧【見直し】太陽光発電に関する届出対象行為・景観形成基準の設定 計画書：5-23～5-74

近年、太陽光発電施設の設置が全国的に増加おり、本市においても同様の傾向が見られることから、今回の改定で、一定規模以上の太陽光発電施設を新たに届出の対象としました。

	市全域 (大規模建築物等届出地区)	特定施設届出地区	菊池川周辺地区	岳間地区	平小城地区	番所地区	鞠智城公園周辺地区	菊池往還来民地区	歴史的町並み地区・豊前街道山鹿地区
高さ	高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13mを超えるもの	高さ：1.5mを超えるもの							
面積	面積：その敷地の用に供する土地の面積(街灯工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)1,000㎡を超えるもの	面積：事業区域100㎡を超えるもの							

※土地に自立して設置するもの、メガソーラー等を想定。
住宅などの屋根に設置するものは対象外。

事項	市全域 (大規模建築物等届出地区)	特定施設届出地区	菊池川周辺地区	岳間地区	平小城地区	番所地区	鞠智城公園周辺地区	菊池往還来民地区	歴史的町並み地区・豊前街道山鹿地区
位置	本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。			本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。	本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。			本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。	
	(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること								
	設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。								
	太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。								
	太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。								
外観 色 彩 ・ 材 料	太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。								
	太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものをを使用すること。								
敷地の緑化	敷地内は極力緑化に努めること。								
	公共空間・施設から望みえる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。								
	既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮すること。								
	太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。	-	太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。	-	-	-	-	-	-

⑨【新規追加】景観形成の推進方策

計画書：8-1～8-3

市民・事業者・行政が一体となって景観づくりを進めるための指針として、「景観形成の推進方策」を新たに追加しました。各主体に期待される役割を明らかにするとともに、具体的な取組内容を示すことで、三者の連携を強化し、持続可能な景観まちづくりを目指します。

市民・事業者・行政の役割

市民

- ・ 景観形成基準等のルールへの理解・関心
- ・ 清掃、緑化、建物の維持管理など、景観に配慮した行動の実践
- ・ 行政や事業者が行う景観まちづくりや、地域美化活動への協力

事業者

- ・ 法令や景観ルールを正しく理解し、景観に配慮した事業活動の実践
- ・ NPOや自治会などと連携した、景観まちづくりや地域美化活動への協力

行政

- ・ 社会情勢や地域ニーズを踏まえた、定期的な景観計画の見直しと制度基盤の強化
- ・ 関係機関との連携と、優先度の高い施策への選択と集中による、効率的で着実な推進
- ・ 届出に対する適切な助言・指導と、分かりやすい情報提供によるルールの普及啓発
- ・ 市民や事業者の参加と協働を促すための、多様な場の設定と運用

景観形成の推進に関する取組

① 自然景観

- ・ 道路・河川沿いの清掃支援と適切な維持管理
- ・ 農地バンクによる農地等の活用

② 暮らしの景観

- ・ 景観計画・誘導基準の適切な見直し
- ・ 景観に関する整備事業等の継続的な実施

③ 協働による景観

- ・ 景観まちづくりに関する意識啓発

⑩【新規追加】景観形成基準における使用可能な色彩

計画書：参考-1～参考-3

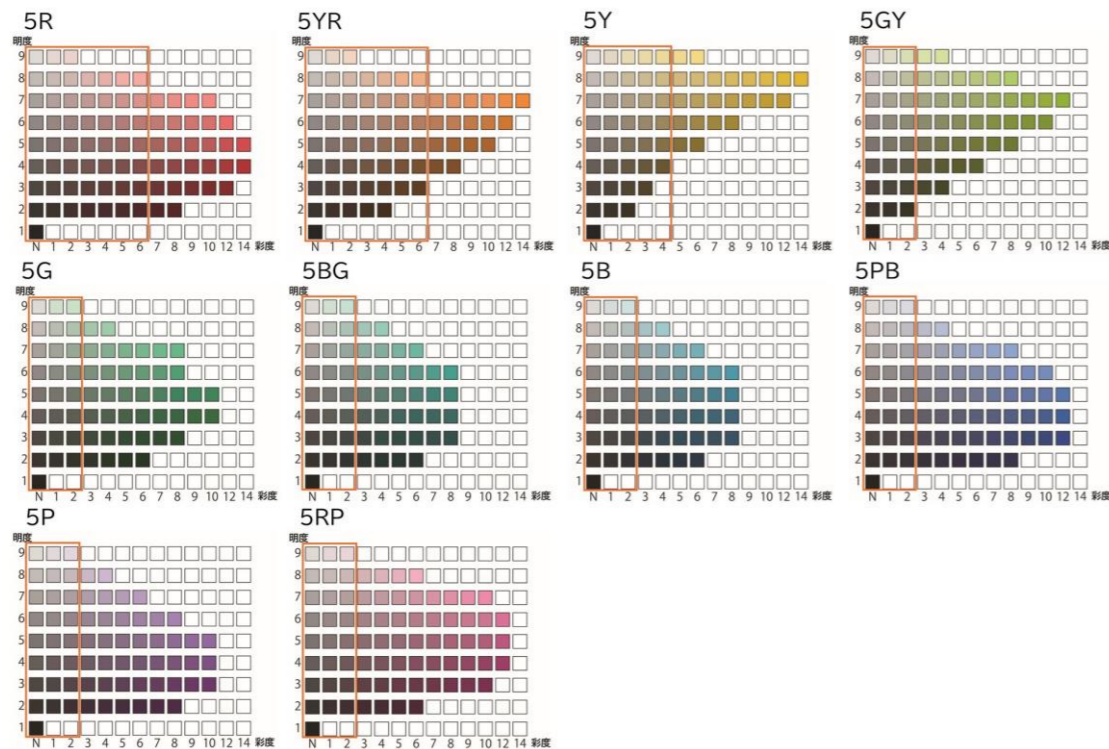
景観形成基準で定められた色彩の範囲を視覚的に確認できるよう、参考資料として「景観形成基準における使用可能な色彩」を新たに追加しました。

場所	色相	明度	彩度
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下
	Y系	9.0以下	4.0以下
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下

色彩許容範囲がわかる図
(等色相面)を追加

豊前街道山鹿地区・歴史的まちなみ地区(市が洋風建築物として認めるもの)

■屋根及び庇、外壁、他の部位

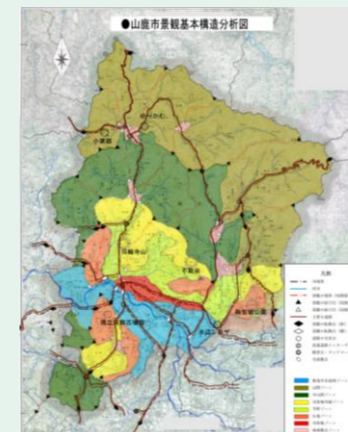


色彩許容範囲

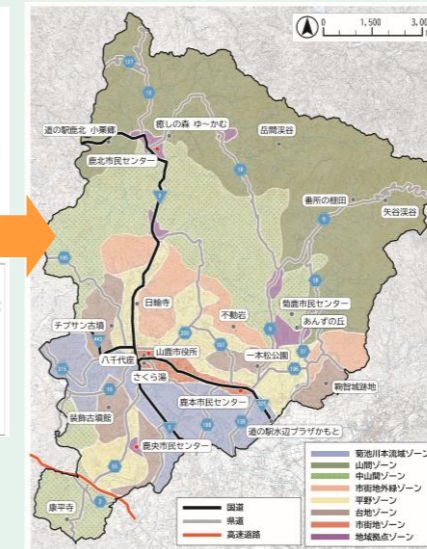
⑪【見直し】デザイン・レイアウトの全面的な改善

より親しみやすく、内容を理解しやすい計画書となることを目指し、全体的なデザインやレイアウトの見直しを行いました。

図面等の修正

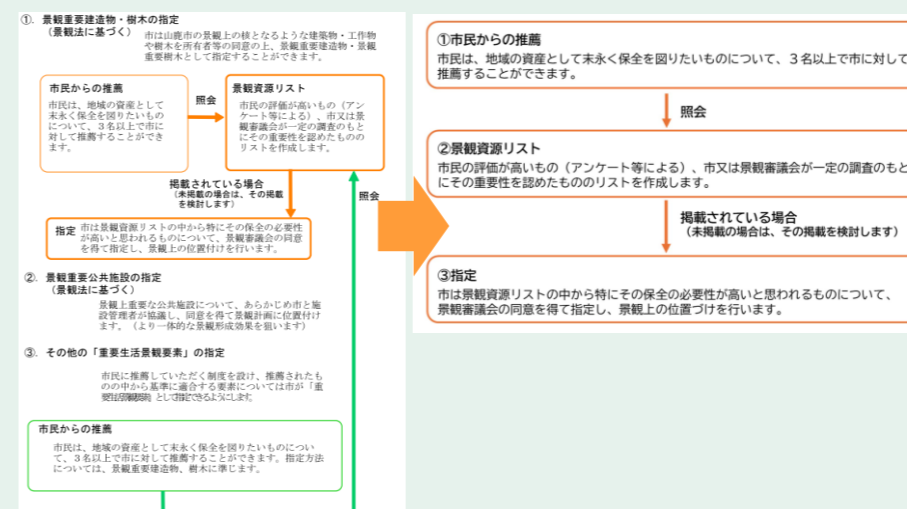


道路名や施設名を追加



表の修正

フロー図等の修正



イメージ図の修正

